圧縮天然ガス（CNG）自動車講習会について

標記講習会を下記により開催します。

ＣＮＧ自動車の燃料装置の点検整備を行うためには、一定の条件を備え運輸支局長の実施するＣＮＧ自動車に関する講習を修了した方を、点検整備責任者に選任する必要があります、特に**自動車検査員で未受講の場合は、ＣＮＧ車の完成検査を行うことができません。**

既にＣＮＧ講習を修了されている方は受講する必要はありません。

記

１．受付期間　　７月　７日（金）まで
２．講習日時　　７月２８日（金）９：３０～１７：００（受付９：００～）
３．講習会場　　（一社）山梨県自動車整備振興会　（研修センター学科教室、実習場）
４．対 象 者　　（１）整備主任者
　　（２）自動車検査員
　　（３）整備管理者又は整備管理者に準ずる者
　　（４）ＣＮＧ自動車改造施行責任者又はこの者に選任を予定されている者
　　（５）その他受講を希望する者
５．受 講 料　　８，６５０円（テキスト代含む）

※今年度テキスト金額が現在未定の為、価格が変更する場合もあることをご承知おきください。

※受講希望が少ない場合には、他県への受講案内となる場合もありますのでご了承ください。